

平成 3 0 年度

1 月定例教育委員会

会 議 録

(公 開)

平成 3 1 年 1 月 1 7 日

1 開 会 15時00分

教育長から、「議題第36号」については、人事に関するものであること、「議題第37号」については、個人情報が含まれていること、「議題第38号」については、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすものであることから、非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

2 前回の会議録の承認

教育長から、12月20日の12月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ、出席者全員で異議なく承認した。

3 議 事

◎ 議題第35号 宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について

高校教育課長

(資料に沿って説明)

以上です。

松山委員

第3条の委員の欄なのですが、第2条で「保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め」という設置の趣旨が記載されていますが、第3条では具体的に保護者や地域住民といった記載はなく、恐らく第5号に含まれるんだと思うんですが、具体的に記載されない理由というのはあるんでしょうか。

高校教育課長

第3条に委員が具体的に記されていない理由ということによろしいでしょうか。

松山委員

はい。設置の趣旨に「保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め」という記載があるので、具体的に校長先生や教職員の記載がある一方で、一方の当事者の記載がないのがちょっと気になったのですが。保護者や地域住民という。

高校教育課長

具体的な記述は、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律の方に記載されております。

教育長

その詳しい説明ができますか。

高校教育課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の6の第2項に、「学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。」という

ことで、第1号に「対象学校の所在する地域の住民」、第2号に「対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者」、第3号に「地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者」、第4号に「その他当該教育委員会が必要と認める者」と記載されています。

松山委員

法第47条の6第2項に掲げる者に今私が質問した保護者等が含まれるので、これに加えて記載された方を任命するという趣旨ということですか。

高校教育課長

はい。

松山委員

分かりました。ありがとうございます。

教育長

これは、この後の大まかなスケジュールみたいなものはあるのでしょうか。

高校教育課長

はい。今後につきましては、自治体及び学校の方から意見聴取を行いまして、その後こちらの方で、精査の上、該当する学校や地域を選定していきたいと考えております。3月に学校運営協議会を設置する学校を決定する予定です。その後、定例県議会文教警察企業常任委員会等でこの設置する学校の報告、また定例教育委員会でもその決定した学校の報告をしまして、4月1日より学校運営協議会を設置するという方向で考えております。

教育長

はい、ありがとうございます。

ほかに、質問や意見等はありませんか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

4 その他

◎ その他① 県立高校生の就職内定状況について

高校教育課長

(資料に沿って説明)

今後ともハローワーク等の関係機関と連携を図りながら就職支援に努めてまいります。以上です。

高木委員

確認なんですけど、この就職内定の「就職」は、正規雇用なのか、非正規も含ま

れるのか。その辺は何かあるんですか。

高校教育課長

正規雇用の就職を前提にしています。

高木委員

分かりました。

◎ その他② 県央地区における聴覚障がい乳幼児教育相談室の設置について

特別支援教育課長

(資料に沿って説明)

今後とも乳幼児期からの早期教育支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。報告は以上です。

高木委員

「当面」というのは大体どのくらいなのでしょう。

特別支援教育課長

まずは1年間ということ考えております。

高木委員

1年間ですね。分かりました。

教育長

具体的に週何日とか何時間とか何人体制とか、何か具体的な話はありますか。

特別支援教育課長

対象自体が相談ということですので、何人いるかということがまずありまして、今のところ現状やっている分は10名未満の乳幼児の方なんですけど、これについて現状では双方の学校から週1回のペースぐらいで来ていますけれども、新たな体制になりましたら、それよりも充実した形で、移動時間等が少し減るかもしれないということで、その回数よりは少し充実できないかなと考えているところです。

教育長

それは例えばいつその相談室が開くとかいうのは。

特別支援教育課長

4月にはその回数ということで準備を進めております。

教育長

利用される方はあらかじめ何か電話で申し込むとか、そんなイメージなんです

か。

特別支援教育課長

そうですね。今、聴覚障害者センターで行っておりまして、そこの通信でお知らせを開始しているところでして、そこまである程度の実数を把握いたしまして4月までの段階で準備をするということでございます。

木村委員

質問なんですけど、聴覚障がい以外の子どもさんの乳幼児とかの相談をする場所は今現在はあるんですか。

特別支援教育課長

支援学校の対象となる障がい者が5障がいありますけれども、このうち例えば視覚障がいですと明星視覚支援学校が担当しておりまして、また、知的障がい、肢体不自由等については宮崎市中心部だとあと4校あるんですけど、それらの学校のコーディネーターが対応をしているという状況でございます。

◎ その他③ 「学校における働き方改革推進プラン（案）」について

教職員課長

（資料に沿って説明）

今後、パブリックコメントでの意見等を踏まえまして、3月の定例教育委員会において付議をさせていただく予定としております。説明は以上です。

松田委員

ガイドラインとして上限の目安時間が月当たり45時間。それを踏まえながら当面の達成目標は上の上限の目安の45時間に対して当面80時間以上をゼロとすることですけれども、この80時間以上をゼロというのは、過労死ラインというところですよ。ということは、至極当然というか、過労死ラインをゼロとするのは、働き方改革推進としては至極当然ではあると思うんですが、要するに当面の到達目標が80時間以上をゼロというところしか達成目標はできないということはかなりハードルが、つまり宮崎県の教職員の働いている状況はかなり厳しいということと考えてよろしいですかね。

教職員課長

まず過労死ライン80時間以上ということですが、国の調査によりますと、小学校で約3割、中学校で約6割がこれを超えているといったようなこともあります。本県の状況を調べましたところ、この推進プランの本体の中にも入れておりますが、教頭先生で小学校で半分以上、中学校で3分の2以上、一般の教諭の方々によると中高で3分の1以上の教職員が過労死ラインを超えているといった結果でございました。このことは非常に深刻に受け止めないといけないということで、まず、この2年間の当面の達成目標として、これをゼロにするということを目指したいというふうに考えております。国と比べて特に宮崎県の場合が長いと

ということではございませんけれども、これだけのものが80時間以上の過労死ラインを超えているということは、まず、これをゼロにすることを全体で目指していこうというのが当面の達成目標ということでもあります。対しまして、45時間の360時間については、国の働き方改革推進法を基に、それに準じて設定した上限の目安でありまして、やはりこれにつきましては、今後達成すべき目標であるということで、45時間を目指しながら当面、一番の80時間以上をゼロにしようというふうに取り組んでいきたいというふうを考えているところです。以上です。

松田委員

大変、教職員課として努力されている部分は十分分かるんですけども、80時間以上をゼロということは、これ月80時間ですから、1日約4時間ですよ。ということは、一応、7時間45分、8時間としたときに8足す4は12時間ということで、今の県の教職員の状況というのは、丸半日、学校にいる方が非常に多いということで、なるだけ早く、少なくともここに上限の目安時間と書いてあるわけですから、上限の目安時間を書いておきながら、下の方は過労死ラインの時間を設定しているということについて、大変、御苦労があると思うんですけど、なるだけ速やかに、当面というのは、先ほどの特別支援教育の1年と違って約2年で達成されるものですので、是非2年間で本当にゼロを達成していただきたいということと、45時間と80時間の間の方々の改善もどこかうまく入れていただくといいのかなと思います。で、この推進協議会の方でもこの件については検討されなかったのかどうかということをお聞きしたいと思いますが。

教職員課長

まず、目安時間、達成目標については協議会の中で示しております。それと同程度ぐらいにまた国の方からの指針の案等も出ましたので、今後の第4回の推進協議会の中でも御意見等をまた伺って反映させていきたいというふうに思っております。

松田委員

はい。教育委員会の方の中にも学校から来られている教職員がたくさんいらっしゃると思うんですけど、今後、例えばこの県の教育委員会のスタッフが小中学校に行ったときに、教頭先生になっておめでとうと言ったときに、この過労死ラインというのは、脳の疾患とか心臓の疾患で亡くなる可能性が高いということで、学校現場の教頭先生に昇任されたときに、なかなか複雑な気持ちで祝わなくちゃいけないのかなと思ったところではあります。御苦労は大変だと思います。よろしくお願いします。

高木委員

自分の地元の学校の先生方を見ていて、本当に夜遅くまで学校の電気が、中学校は特に。受験もあるということでしょうけど、この働き方改革は業種を問わず喫緊の課題になっていて、特に教職員はブラックだというようなことも言われていて、取組に大変興味を持っているのですが、片方で、このコミュニティ・スク

ールとか地域と連携というのを進めている。こことのよりよい在り方というんでしょうか、例えばPTAが夜学校を使いたいとか、会議をしたいとか。働き方改革で言えば誰かが鍵を開けてということになれば恐らく教頭先生、副校長先生とかが対応されるのかもしれませんが、そうすると「残らなきゃいけない。」とかいうところも考えていかないといけない。できるのであれば例えばPTAの方に鍵を閉めるようお願いするとか。何かそういうふうにしていかないと、またこちらの働き方改革を進めていくことが、せつかつないできた地域との絆を、「こっちは進めるから、学校は閉めます。」となると、またここが課題になるのかなとふっと思って。学校の開放、開かれた学校というのが、昼間が本来学校が開いている時間なんですけど、地域の特にPTAの方々は夜に会議をしたいとか、現実夜にされていると思いますし、そういう会が学校でできなくなるということになってしまうと、またちょっとコミュニティ・スクールとかそういう、今取り組もうとしている問題と少しずつひび割れができてしまう。働き方がより進むことを理解してもらいつつ、保護者の方々にも気持ちよく学校を開放できることも併せて大切かなと思ったりしているところです。

教職員課長

おっしゃるとおりだと思います。そういうことについては国でも議論をされていて、実際に協議会の中でも意見としても出されたように思います。実際、働き方改革と言って、例えば学校が社会に対して学校を閉ざすとか、一律に業務を削減するというのではなくて、今やっている業務の配分とか役割分担をどうするのかといったような視点で検討していかないといけないと思っております。ですので、例えば夜間開放の鍵の受け渡し等についても運営協議会の中で話し合うなどして、ある程度地域に任せることなども検討していかないといけないのかなと思っているところです。以上です。

松山委員

私も時間外業務時間、80時間以上ゼロというところの記載なんですけど、この改革推進プランの中で、やはり過労死ラインが月当たりの時間外、業務時間80時間以上であるというような認知もされますし、結果としてこの目標が速やかに達成できなければ、県の管理監督責任というのでも出てきますし、こういうふうに認知されることでやっぱり責任を明示して取り組んでいくという姿勢が現れると思うので、そこ辺り自覚を持って進んでいけるのかなというのは思います。なので速やかに目標が達成できるように努力が必要かなと思います。

それと、別なんですけれども、この同じところの17ページの基本的な考え方という第2章の欄で、ちょっと気になったのが、今回は業務時間、長時間業務解消への対策の推進ということなんですけど、基本、県立学校の教育水準の維持というか、質の維持というところも維持した上で更に長時間業務の解消をしなければいけないというところの大前提というところが、もう少し書き込まれているのかなという印象を受けました。実際、特に普通科高校の先生方は課外授業ですとか質の維持のところでもたくさん残業されているというところも聞いておりますし、ただ、そこを減らすことで教育の質の維持というところが低下してはいけないというところも必要な視点かなと思いましたので、そういう意見を言わせ

ていただきます。以上です。

教職員課長

ありがとうございます。やはりそこで、働き方改革で業務を削減して教育の質が低下したということになっては本末転倒でありますので、目的にもありますように、そういう環境を作ることによって最終的に教育の質の向上を目指すというところを今委員がおっしゃられたことも踏まえてこの基本方針等にしっかり位置付けていきたいというふうに思います。以上です。

木村委員

日向市の商工会の方が「よのなか先生」というので、花丸サポートというのを導入して、私自身が毎日午前中はある小学校の方に算数の補助で入って、先生が普段大変なテストの採点とかできない子たちのサポートを担当しているんですけど、そういったのが日向では全部の小学校ではなくて、人数が足りないの。それをやっていると先生たちのちょっとした業務が減って、早い帰宅時間になるんじゃないかなと常に思って4年目なんですけど、予算ありきのことだと思わんですが、できたらそういったのを小中高とかに活用していただけたら、そういったことならやれるという方もいらっしゃると思うので、もっと宣伝してやっていただけたらなと思いました。以上です。

教職員課長

ありがとうございます。県教育委員会の取組としてもプランの案の22ページに書かせていただいたんですが、そういう多様な専門スタッフ、部活動指導員、コーディネーター等も含めたスタッフの充実を図るということで事務負担等の軽減を図るため、来年度に向けて今、検討を進めているところです。ありがとうございます。

◎ 次回会議の日程等について

教育長

それでは、次回定例会は、2月14日、木曜日、14時からとなっておりますのでよろしくお願ひします。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。

傍聴者の方は、御退席をお願いします。

暫時休憩とします。